

第 11 回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したもの
休眠預金等活用担当室

日 時：平成 30 年 1 月 31 日（水）13:00～14:00

場 所：中央合同庁舎 4 号館 2 階共用第 3 特別会議室

概 要：

<議事 1 基本方針について>

○基本方針案について事務局より説明した後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。なお、基本方針案の修正については会長一任となった。

- ・基本方針において、指定活用団体について、「新設」の一般財団法人に限る旨を明記すべきではないかという意見があった一方で、「新設」といっても、実際には、経験者が集まって、財団法人を設立することになると考えられるので、むしろ、しがらみのない中立的な団体を指定するという趣旨を明記することが重要ではないかという意見があった。これらの意見を踏まえて、会長より、「審議会としては、実質的に新設の財団が指定されることが望ましいということで合意したこととする。」というとりまとめがなされた。
- ・指定活用団体については、「新設」であるかどうかというよりも、本制度の見直しを行うまでの 5 年間のうちに成果を出させる団体であるかということが重要ではないか。
- ・指定活用団体の業務量を考えると、指定活用団体は基本的には民間公益活動促進業務を専業に行うものだと思うので、基本方針には「専業」という文言を入れるべきではないか。
- ・指定活用団体は、課題解決のための革新的な事業と着実に社会の諸課題の解決に成果を出すが見込まれる事業の両者を進めていく旨が明確になるように、基本原則の「革新性」の項目に、もう少し説明を書き加えた方がよい。

<議事 2 その他>

○資料提出のあった委員より当該資料について説明があった後、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

- ・休眠預金の活用による成果の実現に向けた ICT の仕組みを作るには時間がかかるので、指定活用団体の準備段階から作業を開始するべきである。
- ・指定活用団体がシステム設計をする際には、ユーザーの使いやすさ、双方向性や拡張性など、現場目線を重視してもらいたい。
- ・指定活用団体がシステムをトップダウンで一つ作ればよく、資金分配団体等がバラバラに作ることはないようにすべきである。
- ・システム設計にあたっては、地域の医療データや所得などセンシティブなデータを扱うことになるので、個人情報の管理については十分に配慮すべきである。